令和６年６月１日改定

別紙１　重要事項説明書１

介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホーム

介護予防通所リハビリテーション（定員・職員体制・施設設備）のご案内

施設概要

開 設 年 月 日：平成６年３月１５日
通　所　定　員：３０名
所　　在　　地：〒３４６－００２４　　久喜市北青柳１,３８５－２
電　話　番　号：ＴＥＬ　０４８０（２４）００６６　　ＦＡＸ　０４８０（２４）０９３０
介護保険指定番号：介護老人保健施設（１１５０９８００１１）
管　　理　　者：宮地　満佐子

介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーションの運営の目的

介護老人保健施設は、看護、医学管理の下で介護やリハビリテーションその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援します。また、利用者様が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

＊この目的に沿って、当施設では、以下の運営方針を定めております。ご理解頂いた上でご利用ください。

運営方針

１．当施設では、介護予防通所リハビリテーションサービス計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者様の心身の機能の維持回復を図り、利用者様が１日でも長く居宅で生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

２．当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者様に対し身体的拘束は行いません。

３．当施設では、地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）そのほか保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者様が地域において統合的サービスを受けることができるよう努めます。

４．当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者様が「生き生きと」「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

５．サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又は利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者様のご同意を頂いて実施するよう努めます。

６．利用者様の個人情報については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者様またはその身元引受人様の了解を得ることとします。

施設の職員体制（介護老人保健施設の基準による）

職種	員数	業務内容
管　理　者	１名	管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医　　師（兼務）	１名	医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看 護 職 員	３名 （リハビリ提供時はリハビリ専門職１名専従、１時間以上２時間未満は２名専従）	医師の指示に基づき、投薬・検温・血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者様の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介 護 職 員		利用者様の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し、指導を行う。
管理栄養士（兼務）	１名	利用者様の栄養管理・栄養改善等の栄養状態の管理を行う。

設備基準

当施設の設備は通所リハビリテーション事業の指定基準を満たしております。

機能訓練室、デイルーム、食堂、浴室等があります。

介護予防通所リハビリテーション対象者

要支援１・２と認定された方がご利用できます。（自立の方はご利用できません。）

営業案内

営 業 日：月曜から金曜日（祝祭日を除く）

定 休 日：土、日曜日、祝祭日、１２月３１日～１月３日まで（変更あり）

営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分まで

利用時間：午前９時３０分から午後４時まで

通常の事業の実施地域

主として久喜市（栗橋地区を除く）・白岡市で実施しております。

介護予防通所リハビリテーションのご利用の手続き

①お電話でお申し込みください。

②利用者様、あるいは利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等と面接させていただきます。

＊介護保険証を、必ずお持ちください。内容の確認をさせていただきます。

③ご利用可能の場合、利用者様のご希望・心身の状況を勘案し、家庭・関係機関などと調整した上で利用曜日、利用回数、サービス内容を設定します。

サービス内容

当事業所の介護予防通所リハビリテーションは、地域包括支援センターまたは市から委託を受けた居宅介護支援事業所の作成した「介護予防サービス計画」に基づき提供されます。

なお、この計画に記載のない各種サービスは利用できませんのでご確認ください。

《介護予防通所リハビリテーション計画の作成》

当施設では、「どのようなサービスを提供すれば継続した家庭生活が営めるか」という生活機能の維持・向上を目的とした『介護予防通所リハビリテーション計画』に基づいて行われます。この計画は、医師の診療方針・利用者様の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえて、医師、理学療法士・作業療法士等リハビリスタッフ、看護・介護職員が共同《多職種協働》で作成したものです。

作成にあたっては、利用者様・利用者様の後見人・利用者のご家族様・身元引受人様の希望を十分取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。この「介護予防通所リハビリテーション計画」に基づき、サービスを提供し、実施状況の記載・確認及び定期的な評価を行い、より良いサービスの提供に努めます。

《リハビリテーション》

利用者様が本来持っている能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力が活かされるよう、身体的・精神的な支援を行います。（日常生活上の支援及び生活行為向上支援）利用者様の心身の状況にあったリハビリテーションを提供します。

筋力の向上を目指した体操や嚥下体操、ゲーム性を生かした「元気リハビリテーション」等も行います。「楽しいリハビリテーション」が当施設の目標です。施設送迎や施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーションを期待したものです。

《 栄 養 》

低栄養を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて改善し、自分らしい生活の確立・自己実現・生活機能の向上を図り、生き生きとした生活を送っていただけるよう支援します。

《レクリエーション》

リハビリテーションも兼ね利用者様に施設生活を楽しんでいただけるようなレクリエーションを実施します。季節の行事、音楽クラブ、書道、カラオケ、ゲーム等のプログラムがあります。

《医療・看護》

利用者様の健康状態のチェック、必要な処置、急変時の対応等行います。

《 介 護 》

医学的管理の下、看護・介護職員が日常生活上のお世話や、利用者様の「自立支援を促すケア」を行います。

《レクリエーション》

リハビリテーションも兼ね利用者様に施設生活を楽しんでいただけるようレクリエーションを実施します。季節の行事、音楽クラブ、書道、カラオケ、ゲーム等の楽しいプログラムがあります。

《 食 事 》

利用者様ごとの栄養状態ならびに身体の状況、病状、嗜好に考慮し、かつ摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した食事を提供します。

＊特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食事の持ち込みはご遠慮下さい。

○食事時間：昼　食・・・１１時３０分より

＊行事食・バイキング（お好み昼食会）・選択食等を実施しています。

＊療養食（医師の指示の下、糖尿病食や腎臓病食等）の提供もします。

おやつ・・・１５時００分

《 入 浴 》

身体の状態により一般浴または機械浴で対応します。但し、当日の体調により中止する場合があります。
また、リハビリ時間帯によっては入浴サービスを提供できないことがあります。
月・火・木・金曜日より、2回を限度としてお選びいただきます。

《相談・援助サービス》

療養、介護、日常生活に関することを含め相談可能です。ご遠慮なくお申し出下さい。

他医療機関との連携

当施設では、利用者様の症状の急変等に備えるため、下記の医療機関を協力病院として定めております。
緊急の場合には『同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

	協力医療機関		協力歯科医療機関
名　　称	医療法人　土屋小児病院	医療法人　新　井　病　院	医療法人社団　関根歯科医院
住　　所	久喜市久喜中央３－１－１０	久喜市久喜中央２－２－２８	久喜市久喜中央３－９－４４
電話番号	０４８０（２１）０７６６	０４８０（２１）００７０	０４８０（２１）００６７
診療科目	小児科・内科・皮膚科	内科・外科・脳神経外科等	一般歯科・口腔外科等

利用に当たっての留意事項

《送迎について》

○送迎時は、ご自宅に必ずご利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等様がいるようにしてください。帰送時ご家族様が不在の場合は、利用者様と再び施設に戻らせていただく場合があります。
（送迎時、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等が不在の場合はご相談ください。）

○交通事情、天候などによっては送迎時間が多少前後する事があります。予めご了承ください。

○悪天候・災害・設備の故障等により、やむを得ず送迎やサービスを中止または変更する場合があります。

《サービスの中止》

○ご都合で、ご利用できない時は、前日の午後５時までにご連絡ください。

○当日、体調不良等のためお休みする場合は、午前８時３０分までにご連絡ください。
午前8時30分までに連絡がない場合、キャンセル料（昼食代として）をお支払いいただきます。

○サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談の上、ご利用ください。
※但し定員数分の予約が入っている日には、振り替えできませんのでご了承ください。

○風邪・病気等のため体調不良の場合は、サービスをお断りする場合があります。

○病状心身の状況が著しく悪化し、適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に支障が出ると判断された場合は当施設の利用を解除する場合があります。

《利用中の急変について》

○当日の健康チェックの結果、体調が悪いとき、あるいは利用中急変した等の場合にはサービス内容の変更又は中止を行うことがあります。

○上記の場合、当事業所の医師・看護職員が適切な対応をし、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等にご連絡いたします。必要あればかかりつけの主治医、協力病院等に連絡をとるなどの必要な措置をとります。

《安全管理》

利用者様に安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故の防止に努めます。また、事故が発生した場合必要な措置を講じます。

《非常災害対策》

消防法などの規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため防災設備（スプリンクラー・消火器・消火栓の設置等）を整備し、定期的に避難・救出訓練その他必要な訓練を行っております。

《衛生管理》

施設内の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症及び食中毒の発生の予防・まん延の防止に努めます。

《禁止事項》

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、営利行為・宗教活動・特定の政治活動・迷惑行為は禁止いたします。

《その他》

○介護予防通所リハビリテーション利用時に医療機関を受診する場合は、あらかじめ施設にご連絡ください。
○施設の設備・備品の利用は、職員の指示に従い丁寧にお取り扱いください。
○全館禁煙です。
○菓子類など食品の持込みはできません。
○金銭・貴重品等お預かりできないものは自己管理です。紛失、破損の責任は負えませんのでご注意ください。
○衣類を含め持ち物にすべてにお名前を記入してください。
○管理上の必要な指示には従ってください。

要望及び苦情の相談

要望や苦情などは、お寄せいただければ、速やかに対応いたします。お気軽にご相談ください。
また、備え付けの『ご意見箱』をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設の介護サービス苦情受付概要	
連絡先	ＴＥＬ：０４８０（２４）００６６　ＦＡＸ：０４８０（２４）０９３０ Ｅ-ｍａｉｌ：roken@kakuju.saitama.jp
苦情受付担当	宮地　満佐子（苦情解決責任者）・大熊　邦夫（苦情受付担当者）
対応方法	苦情内容を正確に把握し、サービス提供時の状況を調査するとともに原因を把握し、その調査内容を申立人に報告する。その後、サービスの改善等のための対応方法を検討します。利用者様等に説明、同意を得た上で、改善内容に従いサービス提供をします。
記録	相談・苦情の対応状況を記録するとともに、それらを適切に保管し、介護サービスの改善に反映させます。
行政機関への連絡先	
久喜市介護保険課	ＴＥＬ：０４８０（２２）１１１１
埼玉県国民健康保険団体連合会	ＴＥＬ：０４８（８２４）２５３７
各市町村の介護保険担当	

令和６年６月１日改定

別紙２　（利用料）　重要事項説明書　２

【介護保険負担３割】

社会福祉法人　久喜同仁会　介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホーム
介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン

介護予防通所リハビリテーション利用料

１）介護予防給付の自己負担額（円）

◆基本料金（１月あたりの目安）◆

	単位	科学的介護推進体制加算	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	１単位の単価分※	合計
要支援１	6,804	120	264	618	257	**8,063**
要支援２	12,684	120	528	1,147	477	**14,956**

●上記料金は月額料金です。また、利用の有無に係わらず入浴代が含まれています。

※「介護職員等処遇改善加算」、「１単位の単価分」における加算については、介護予防一部負担金の合計額を基に計算されますので、上記金額は変動します。合計はあくまで目安となります。

【基本料金の各加算について】

＊科学的介護推進体制加算・・・１月あたり１２０円

利用者様毎のＡＤＬ値、栄養・口腔状態、認知症の状況等を厚生労働省へ提出し、その後フィードバックを受け、その情報を活用しサービスを提供した場合。

＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格取得者の占める割合が１００分の７０以上である場合又は

〃　、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上である場合

＊介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…【介護保険給付の自己負担額（基本料金＋加算料金）】×０．０８６

＊１単位の単価分…【全合計額（基本料金＋加算料金＋介護職員等処遇改善加算（Ⅰ））】×１０．３３

◇加算料金◇　＊以下のサービスをご利用、または提供した場合加算されます＊

【リハビリテーション関連】

＊生活行為向上リハビリテーション実施加算

・・・１月当たり１，６８６円（利用開始日の属する月から起算して６月以内）

↳生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供した場合（リハビリテーション実施計画の利用開始の属する月から起算して６ヶ月の期間）

【栄養ケア関連】

＊栄養アセスメント加算・・・１月当たり１５０円

↳管理栄養士を１名以上配置し、利用者様ごとに、医師、管理栄養士等その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、情報を厚生労働省に提出した場合

＊栄養改善加算・・・１月当たり６００円

↳管理栄養士を１名以上配置し、利用者様の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、その他の職種の者が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行っている場合

＊口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）・・・1回当たり６０円　（６ヶ月に１回迄）

↳利用開始時及び利用中６月ごとに利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合

＊口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）・・・1回当たり１５円　（６ヶ月に１回迄）

↳利用開始時及び利用中６月ごとに利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合で、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合

＊口腔機能向上加算（Ⅰ）・・・１回当たり４５０円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、利用者様の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行った場合

＊口腔機能向上加算（Ⅱ）・・・１回当たり４８０円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、利用者様の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省へ提出した場合

※栄養改善加算・口腔機能向上加算の各加算につきましては、実施後３ヶ月経過し、引き続き必要と認められる場合はサービスを提供します。

【認知症ケア関連】

＊若年性認知症利用者受入加算・・・１月当たり７２０円

↳若年性認知症利用者を受け入れ、利用者様ごとに個別の担当者を定めている場合。

【その他】

＊退院時共同指導加算・・・1回当たり１，８００円

↳病院又は診療所に入院中の利用者様が退院するに当たり、医師又はリハビリスタッフが、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、通所リハビリテーションを利用した場合

＊一体的サービス提供加算・・・１月当たり１，４４０円

↳「栄養改善加算」・「口腔機能向上加算」のサービスを、１月に２回以上に実施した場合、所定の金額に差し替えて１月当たり加算されます。

＊同一建物減算（ケアハウス鶴寿の里利用者様対象）

・・・要支援１の方：１月当たり１，１２８円減算

要支援２の方：１月当たり２，２５６円減算

↳介護予防通所リハビリテーション事業所と同一の建物からの利用の場合。

ただし、疾病等止むを得ない事情により送迎が必要となった場合は、適用されません。

＊１２月超減算・・・要支援１の方：１月当たり３６０円減算

要支援２の方：１月当たり７２０円減算

↳１２月を超えて介護予防通所リハビリテーションを利用した場合。

但し、3月に１回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の見直しを行い、その情報を厚生労働省へ提出した場合は減算されません。

2）介護保険給付対象外の利用料

①食　　費　**７００円／１食**・・・施設による食事を召し上がった場合の食材料費および調理に係る費用。

＊利用者様が選定する特別な食事の費用（通常の食事以外で特別メニュー設定時に選定された場合）は、その都度、実費をいただきます。

②日 用 品 費　**１００円／１日**・・・石鹸・シャンプー等の費用。

③教 養 娯 楽 費　**１００円／１日**・・・クラブやレクリエーションで使用する材料費等の費用

④特 別 行 事 費　**１００円／１回**・・・運動会・夏祭り等、行事に参加した場合

⑤キャンセル料　**７００円／１日**・・・利用日当日、**８：３０分迄にお休みの連絡が無い場合**や**ご自宅まで迎えに行ったが、休むことになった場合**の食事代分として。

＊＊＊そのほか、日常生活上の便宜に係る費用は実費となります＊＊＊

3）利用料支払い方法

毎月１０～１５日頃迄に前月分の請求書を集金袋に入れ、連絡帳に挟んでお渡しします。月末迄に送迎職員にお渡し頂くか、事務所窓口にてお支払い下さい。お支払い後、領収書を交付いたします。

■ 利 用 料 金 の 一 例 ■

介 護 度	要支援２	利用回数	週２回(月８回)

項　　目	単　位	回　数	合計単位
要　支　援　2	12,684	1	12,684
科学的介護推進体制加算	120	1	120
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算	528	1	528
合　　計			13,332

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	13,332	×	0.086	＝	1,147
●一単位分の単価	（ 13,332	＋	1,147 ）	× 1.033 ＝	14,956

介護保険一部負担金	*14,956*

◎介護保険一部負担金と施設利用料の合計明細

項　　目	単　価(円)	回　数	合　　計(円)
介護保険一部負担金			14,956
食　　費	700	8	5,600
日　用　品　費	100	8	800
教　養　娯　楽　費	100	8	800
合　　計			22,156

合計請求金額	*22,156* 円	となります。

利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設をご利用される利用者様のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常１割～３割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者様の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく２種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

<別紙３>重要事項説明書　３

個 人 情 報 保 護 に 関 す る 基 本 方 針

１．基本方針

社会福祉法人久喜同仁会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言致します。

２．個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

（１）個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

（２）個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。

（３）個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

３．安全性確保の実践

（１）当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。

（２）個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

４．個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受け致します。

指定介護老人保健施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定短期入所療養介護施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防短期入所療養介護施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定通所リハビリテーション事業所	鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	鶴寿の里ナーシングホーム

平成３０年　４月　１日

社会福祉法人久喜同仁会

理事長　土　屋　喬　義

介護老人保健施設

鶴寿の里ナーシングホーム

管理者　宮　地　　満　佐　子

個 人 情 報 の 利 用 目 的

（令和２年４月１日現在）

介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホームでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】
〔介護老人保健施設内部での利用目的〕
・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
－入退所等の管理
－会計・経理
－事故等の報告
－当該利用者の介護・医療サービスの向上
〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
－検体検査業務の委託その他の業務委託
－利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
－保険事務の委託
－審査支払機関へのレセプトの提出
－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】
〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕
・当施設の管理運営業務のうち
－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
－当施設において行われる学生の実習への協力
－当施設において行われる事例研究
・施設内の行事写真の掲示
・居室及びベッドの名札の掲示
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕
・当施設の管理運営業務のうち
－外部監査機関への情報提供
〔その他の利用目的〕
・当法人・施設のホームページ、広報等への写真の掲載
・外部団体主催の事例研究発表

付記
① 上記のうち、他の事業所・医療機関等への情報提供等について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
② お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
③ これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

社会福祉法人　久喜同仁会
指 定 介 護 老 人 保 健 施 設　　鶴寿の里ナーシングホーム
指 定 短 期 入 所 療 養 介 護 施 設　　鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防短期入所療養介護施設　　鶴寿の里ナーシングホーム
指定通所リハビリテーション事業所　　鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防通所リハビリテーション事業所　　鶴寿の里ナーシングホーム